

警務甲達第8号
令和6年2月29日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

みなす管轄区域の指定及び管外通勤の承認に関する要綱の制定について

警察職員（以下「職員」という。）の居住区域については、警察職務の特殊性から、福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程（平成12年福井県警察本部訓令第1号。以下「規程」という。）において「管轄区域内居住の原則」を定めつつ、みなす管轄区域の指定及び管外通勤の承認に関する要綱（平成22年警務甲達第7号別添。以下「旧要綱」という。）により、所属部署の執行力確保と職員の良い住環境確保の権衡を図ってきたところであるが、この度、その内容を見直し、別添のとおり「みなす管轄区域の指定及び管外通勤の承認に関する要綱」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

みなす管轄区域の指定及び管外通勤の承認に関する要綱

第1 目的

この要綱は、福井県警察職員職務倫理及び服務に関する規程（平成12年福井県警察本部訓令第1号。以下「規程」という。）第6条第2項第17号の規定に基づき、「所属部署の管轄区域とみなす区域」（以下「みなす管轄区域」という。）を指定して、署長を除く警察職員（以下「職員」という。）が原則として居住すべき区域を明らかにするとともに、同区域以外からの通勤（以下「管外通勤」という。）の承認に関して必要な事項を定め、もって警察職務の特殊性を踏まえた所属部署の執行力確保と職員の良い住環境確保の権衡を図ることを目的とする。

第2 みなす管轄区域の指定と運用

- 1 みなす管轄区域については、所属部署までの通勤距離が、おおむね30キロメートル以内の区域とする。
- 2 みなす管轄区域内に職員の自宅等が所在する場合は、原則として、自宅等から通勤するものとする。ただし、職員それぞれが、職責、所属部署の業務及び管轄区域の治安情勢等を鑑み、有事即応できる態勢を確保すべきものとする。
- 3 署長は、危機管理上の重要性に鑑み、規程第6条第2項第16号の規定に基づいて、署長公舎による管轄区域内居住を原則とする。

第3 管外通勤の承認

1 承認権者と事務担当

職員の区分、承認権者及び事務担当は次の表のとおりとする。

職員の区分	承認権者	事務担当
各部長、首席監察官、警察学校長	本部長	本部の警務課
本部内の所属長 所属に属しない警視（相当職を含む。）以上の職員	主管部長	各部庶務担当課
上記に該当しない職員	所属長	本部：所属総務担当 警察署：警務担当

2 管外通勤の承認基準

承認権者は、管外通勤について職員から申請があった場合において、当該職員が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、これを承認することができる。

- (1) 扶養家族等が病弱、高齢等で看護を要するため、みなす管轄区域内に居住することが困難であると認められる職員
- (2) 個々の職務内容等から判断して、管外通勤であっても業務に特に支障がないと承認権者が認める職員
- (3) その他の事情によりやむを得ないと認められる職員

3 承認の制限

警察署において、署長は、管轄責任を全うする上で必要な執行力を確保するため支障が生ずると認められる場合は、個々の申請事由の軽重、申請者の職務内容等を総合的に判断して、管外通勤の承認を制限しなければならない。

4 承認期間

管外通勤の申請に係る承認期間は、次の定期人事異動発令日の前日までとする。

5 手続

- (1) 管外通勤を希望する職員は、事務担当を通じ、承認権者に口頭申請するとともに、速やかに管外通勤承認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。
- (2) 申請を受理した承認権者は、速やかに審査を行うとともに、事務担当を通じ、その結果を当該職員に口頭示達するとともに、結果を記録した申請書を保管しなければならない。

なお、申請書の保存期間は、会計年度で1年とする。

6 手続の特例

警察本部においては、所属の業務内容及び職員の職域により、突発事案対応等における非常招集の必要性が極めて低いと認める場合は、承認権者は職員からの申請によることなく、一括して承認することができる。

7 運用上の留意事項

- (1) 執行力の確保とワークライフバランスへの配慮

所掌事務、治安情勢、休日夜間における非常招集の実績等を踏まえ、必要な執行力を確保しつつ、職員のワークライフバランスの推進に配慮すること。

- (2) 職員間の公平な処遇

管外通勤に係る承認は、突発事案発生時の非常招集等を免除するものではなく、管轄区域内に居住している職員と管外通勤している職員との間に、不公平感が生じないよう配慮すること。

第4 経過措置

令和6年3月1日から最初の定期人事異動発令日までの間、職員の居住現況が第3の規定に照らし、管外通勤の承認を要するものであっても、承認権者の承認があるものとみなす。

別記様式省略